

官報号外

昭和二十八年七月十五日

○第十六回 参議院會議録第二十二号

昭和二十八年七月十五日(水曜日)午前
十時四十四分開議

議事日程 第二十二号

昭和二十八年七月十五日

午前十時開議

第一 国務大臣の演説に関する件
(第一回)

第二 離島振興法案(衆議院提出)
(委員長報告)

第三 海事代理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)
(委員長報告)

第四 臨時給付等改善助成利子補給法案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第五 青少年問題協議会設置法案
(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第六 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第七 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第八 航空機抵当法案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第九 昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 梶原 茂義君
文部委員 谷口 弥三郎君
厚生委員 泉山 三六君
労働委員 河井 彌八君
決算委員 堀 真琴君
外務委員 河井 彌八君
文部委員 泉山 三六君
厚生委員 谷口 弥三郎君
労働委員 梶原 茂義君
決算委員 鈴木 一君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

第一〇 農林漁業金融公庫法の一
部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)
(委員長報告)

同 同 武藤 常介君(寺本廣作君の
補欠)

同 日本水害地緊急対策特別委員会において當選した理事は左の通りである。

理事 水岡 光治君(阿具根登君の
補欠)

同 日本本院は、左の衆議院提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

道路整備費の財源等に関する臨時指

置法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

町村の警察維持に関する法律案(加藤精三君提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

風給法の一部を改正する法律案(林丁君癡議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

歯科医師法の一部を改正する法律案

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

開拓融資保証法案

同日議長から左の報告書を提出し

た。

水害地緊急対策特別委員会

寺本 廣作君 登君

同日水害地緊急対策特別委員会において當選した理事は左の通りである。

理事 水岡 光治君(阿具根登君の
補欠)

同日本院は、左の衆議院提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

道路整備費の財源等に関する臨時指

置法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

町村の警察維持に関する法律案(加藤精三君提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

風給法の一部を改正する法律案(林丁君癡議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

歯科医師法の一部を改正する法律案

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

開拓融資保証法案

同日議長から左の報告書を提出し

た。

水害地緊急対策特別委員会

永岡 光治君 告書

青少年問題協議会設置法案可決報

案

案可決報告書

厚生省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
大蔵委員会に付託

国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院

院に通知した。

国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

道路整備費の財源等に関する臨時指

置法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを

地方行政委員会に付託した。

町村の警察維持に関する法律案(加藤精三君提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託

した。

道路整備費の財源等に関する臨時指

置法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを

地方行政委員会に付託した。

町村の警察維持に関する法律案(加藤精三君提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託

した。

道路整備費の財源等に関する臨時指

置法案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託

した。

道路整備費の財源等に関する臨時指

置法案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
輸出信用保険法の一部を改正する法律案
鉄道敷設法等の一部を改正する法律案
鐵道敷設法等の一部を改正する法律案
水先法の一部を改正する法律案
運輸委員会に付託

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

文部委員会に付託

昭和二十六年度一般会計予備費使用

総調書(その2)

昭和二十六年度特別会計予備費使用

総調書(その2)

昭和二十六年度一般会計予備費使用

総調書(その2)

昭和二十六年度特別会計予備費使用

総調書(その2)

昭和二十七年度一般会計予備費使用

総調書

昭和二十七年度特別会計予備費使用

総調書

昭和二十七年度特別会計予備費使用

決算委員会に付託

九条及び第十条に基く使用総調書

同議員から左の議案を提出した。よ

り議長は即日これを労働委員会に付託

した。

漁船再保險特別会計における漁船再

保險事業について生じた損失を補

てんするための一般会計からする繰

入金に関する法律の一部を改正する

法律案

印刷局特別会計法等の一部を改正す

る法律案

大蔵委員会に付託

九条及び第十条に基く使用総調書

同議員から左の議案を提出した。よ

り議長は即日これを労働委員会に付

託した。

同議員から左の議案を提出した。

</

官 報 (号 外)

九
卷之三

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これ

を文部委員会に付託した。

同日衆議院から、予備審査のため左の
議案が送付された。よつて議長は即日

これを通商産業委員会に付託した。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（伊藤卯四郎君外六十三

同日衆議院から予備審査のため左の議
案提出

案が送付された。

同上卷第2章の報告書を提出する

同日委員長在の方の報告書を提出した。

新島振興法案可決報告書
昭和二十八年四月及び五月における

凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案可決報告

農林漁業金融公庫法の一部を改正す
書

る法律案可決報告書

一千九百十一年六月二日はリジンヒーで、千九百二十五年十一月六日に

ヘーブで、及び千九百三十四年六月
一日にロンドンで修正された貨物の

原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十年四月十四日のマドリッド

協定への加入について承認を求める
の件議決報告書

同日衆議院から左の本院提出案は同院
二〇一、二二九、二四六、二七〇、通印書之

においてこれを承認した旨の通知書を受領した。

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案

مکالمہ احمدیہ

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案
保険業法等の一部を改正する法律案
人權擁護委員法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
國の所有に屬する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律
社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律
保険業法等の一部を改正する法律
人權擁護委員法の一部を改正する法律
同日衆議院から、同院は公安審査委員会委員に挿間茂君及び広瀬豊作君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。
同日議長は内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。
○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。
建設省河川局次長 伊藤 大三君
建設技監 菊地 明君
日程第一、國務大臣の演説に関する件。(第二日)
一昨日の大野國務大臣の演説に対し、これより順次質疑を許します。溝口三郎君。

○瀬口三郎君 北九州における災害状況と災害対策本部の活動状況につきまして、一昨十三日、本会議において大野国務相から報告がありました。なお戸塚建設相からも去る四日には現地視察の報告がなされました。更に、今回の大水害に対しては、本院の議決によりまして現地の慰問並びに災害の実情調査のために現地に派遣された参謀院議員団の報告が、去る四日に松岡平市君からなされました。それらに関連いたしまして、政府に対し二、三の質問をいたしたいと思います。

先ず第一に、今回の水害の原因についてであります。今回の水害の最大原因は未曾有の大降雨にあつたといふことは、誰しも異存のないところであります。その降雨量は、六月二十五日までの朝から二十九日までの五日間におきまして、山間部におきましても千ミリを越え、平地におきましても六百ミリに達したことは、未だ曾つてない新記録であります。その結果、各河川が増水氾濫して、堤防は至るところに決壊し、筑後川におきましては、堤防の破壊箇所四十一ヵ所、その延長十キロ余に及ぶものがありましたが、濁水は五万町歩に及ぶ筑後平野一帯に浸水しまして、一面の泥海と化した状態であります。そのほかに遠賀川、矢部川、熊本県の菊池川、白川等、大分県の大分川、大野川、又、佐賀県におきましても嘉瀬川等、各河川も殆んど同様の惨状を呈したのであります。その結果、罹災者の数は二百二十五万人に達し、被害額は二千億以上るものがありましたがことは、実に空前の大水害と申します。誠に遺憾に思るべきものであります。誠に遺憾に思べきものであります。

堪えぬところであります。政府におきましては、今回の災害の甚大なのに鑑みまして、災害直後、中央及び現地に灾害対策本部を設置いたしまして、各関係機関を警勵し、罹災者に対する食糧、衣料等の配給、防疫対策、又は水害の応急施設等、緊急の措置を講じられましたことは、極めて適切なる措置として、地方のこれに対する期待は特に大きく、大体におきまして、その応急措置については罹災地の要望に応えておるものと思われるであります。

特に大野国務相は、その努力によりまして、取りあえず三十億の緊急資金を出して金融上の応急措置を講じられましたことは、現地におきましても最も感謝されているところであります。今のところ民心の動搖もなく、治安状態も良好であり、又罹災者の方々の復旧意欲も旺盛であつて、復旧作業が着々と進捗していることは、不幸中の幸いであります。新聞紙によりまする如き、大野国務相は、応急対策は一応終ったので、現地の対策本部はもはや解散のできる段階にあるが、地元では引続いて存置の要望が強いので、政府と相談の上で何分の処置をすると談話を発表しておられます。又被害額は二千億円を越えてゐるが、復旧のため、調査と復旧対策を立てて、十月頃には臨時国会を開いて予算的措置をとらなければならぬだらうとも言われておりますが、応急対策については今のところ政府においては万全を尽されましたが、仮に十月頃国会が開かれて、それから予算措置をとることになりますが、従来の経験から言いましても、必ずやこれから三、四カ月の間の空白期間を生ずることになる虞れが多分に

あるのであります。災害復旧費だけでも、河川、道路、橋梁等約二百三十億、耕地災害の復旧費は百七十億に上るものがあると言われております。二十九年度予算に計上されている災害予備金は確かに百億であります。すでにそのうちの三十億は支出済であつて、残り全部を支出いたしましても、秋までにはこの大水害に対して何の足しにもならないであります。万一一、八月頃になつて、第三号、第四号などの台風が来たとしたならば、そのときには冬にかけて本格的な旱魃地に災害の混乱状態を惹起する虞れのあることは火を見るよりも明らかなるところであります。そのためには、早く臨時国会を開いて、恒久対策を立てると共に、せめて本格的な旱魃等の目撲の付くまでは現地に災害対策本部を存置して、民心の安定と復旧の促進を図ることが必要であると考えるのでござりますが、政府はどのように検討を加えて治水の万全を期したいのでござりますが、考えておると述べられますか。具体的な構想をお伺いいたしましたのでござります。

られていたかどうかという点にあるの
でござります。例えば筑後川について
見ますと、河口から中流部までは直轄
河川になつておりますて、上流部は中
小河川になつておつて、福岡、大分両
県の管理に任されてゐるのであります
す。両県の県境附近から僅かに二、三
百メートル上流の大分県寄りにあつた
工事中の夜明ダムが決壊いたしまし
て、上下流に甚大な被害を及ぼしてお
りますが、夜明ダムの工事箇所は、川
幅百二十メートルのところを八本の
ピアを立てまして、二十メートルく
らいも川幅を縮めてしまつた。而もあ
るの大洪水時に際しまして、水門を引上
げる装置もなく、最も遺憾なことは、川
幅を縮めてしまつたのみならず溢流堰
の設計すらもなかつたことでございま
す。そのために上流流域の増水と共に
ダムは一大湖水と化しまして、遂に左
右両岸七十メートルが決壊いたしまし
て、七千トンの洪水が、湖水に堆積さ
れておりました二十万石の流木と共に
押し出され、下流の古川町、把木
町、原鶴町等に激突いたしまして、一
瞬にしてこれらを全滅した惨状を呈し
ております。夜明ダムの決壊
場所は、川の中央が大分、福岡両県
の県境になつておりますて、工事の認
可なり工事の監督等を両県のいずれが
やつておつたのか、工事の施行を請負
業者に任せ放しにしていたのではないとい
ふが、甚だ疑問とせざるを得ないところ
であります。地元におきましては、か
くのごとき河川の管理状態では、将来
安んじて生活することができないと
うので、夜明ダムの工事中止を請願し
ており、又ダムの施行者九電に対して
二十億円の損害賠償を提起しております

重いことがあります。筑後川のようないふごとに、果して何人が菅原の責任を持つおるのでありますようか。建設大臣にお伺いいたしたいのですがあります。又堤防の修築についてあります。筑後川につきましては、直轄河川の部分は対岸の中河川の堤防よりも高さが一メートルも高くなつております。大分川の下流部の左岸の直轄工事は右岸よりも高さが三メートルも高く改修されておるのであります。そのためにいずれも低い堤防を水が氾濫して甚大な損害を農村に与えておるのであります。このことは予算の枠がないからというだけでは済まされないことでござります。筑後川の直轄河川だけでも原状の復旧費五十億を下らないこととござりますが、今後も予算の要求を出しても、大蔵省に削られて、予算の枠がなければ地元の陳情などに左右され、左右片ちゃんばの堤防を掃えて、又災害を誘発するようなことをやつては困るのをございます。かういふ点について建設大臣の御意見をお伺いいたしたいのであります。

術者の欠如によつて、殆んど不可能な
ことと考えられるのでござります。そ
の結果は、十分なる設計施工ができな
いのみならず、会計の経理上においても
将来に禍根を殘すものであります。こ
のことは、二十六年度の会計検査の決
算報告におきまして、千二百件の批難
事項のうち、災害復旧に関するものは
六百件あつたのでござります。それか
ら見ましても、災害の設計工事等に不
当不正の事項が非常に多いことを明ら
かでござりますが、二十七年度の会計
検査の不当支当の審議件数は一万二千
件に及ぶものがあるといふよくなこと
から、将来、十万ヵ所の復旧工事が二
十八年度から始まつたとして、或いは
二十八年度の会計検査に當つて、現状
のようない制度では更に不当事件が増加
しないとは何人も保証することができ
ない」といふであります。災害に対しま
しては、政府は特に必要な調査費を支
出して、民間技術者をも総動員して、正
確な復旧計画を立てること、又現在の
災害復旧に関する法律の中には幾多の
不合理な点があるのでござります。例
えばこれら十万ヵ所にも及ぶ復旧工事
について、一々建設大臣や農林大臣が
補助の指令を出すがごときは速かに改
正して、府県知事に一括指令して、府
県知事をして責任を持つて復旧工事を
行わしむるようなことが是非とも必要
であると考えるのでござります。又一
ヵ所十万円以下の中には補助をしな
いとか、応急工事には補助を出さない
とかいうような点、又災害を起す可能
性があつても、それに対して改良工事
根本的な災害対策を確立する必要があ

（拍手）
〔國務大臣大野半蔵君登壇、拍手〕
○國務大臣（大野半蔵君）　お答えいた
します。
　第一点は、今回の私が報告いたしました
した未曾有の降雨ということを原因と
してはいるが、それよりも平常における
河川行政を怠つてはいたことがその大き
な原因となつてゐると思う。即ち河川事
業の疎漏、監督の不行届がその原因
と思うので、これが対策を講ぜられる
いという御趣旨と存じますが、今回の
災害は北九州における未曾有の降雨に
起因するのでありますし、今後とも整
正な河川工事、河川監督に万全を期し
て参りたいと思うのであります。
　第二の、今次災害の復旧に要する予
算につきましては、現地の実情に即
し、国民の納得の行くよう慎重且つ
迅速に措置いたしたいと考えております。
　第三の、今回の災害に当つて私は才
能部長として福岡に参り、災害の実情に面
した専ら応急対策の実施に当り、一矢
打つべき手は打ち、当面の緊急を要す
る事項を処理したのであります。右は全
く、応急対策の程度であります。わざ
お恒久的災害復旧につきましては、運
営本部に参りまして、残された任
務を要求いたすものでござります。
（拍手）

急措置の方全を期したいと存じております。その上でいつ頃まで存續して置くかどうかは、今後参りましたときによく実情を調査いたしました上で、そこの在置の期間を決定いたしたいと、かようになります。(拍手)

〔國務大臣戸塚九一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(戸塚九一郎君) お答え申上げます。

今回の災害に鑑みて、今後の治山治水の具体的構想をといふお話をございましたが、勿論、従来も十分研究をいたしてやつておつたことは違ひありませんが、今回の雨が特に多量であつたという關係から、この際、更に今後の行き方については再検討をいたさなければならぬと考えております。まだその具体的方策といふまでには參りませんが、山の処置といいましまよろか、植林とか或いは砂防、今までどうも砂防の關係が遡れておる点があつたのではないかといふふうに考えられる点もありますが、今後はどうしても水源の源のでこれをうまく処理するやり方を重點的に考えなければならないのではないか、かよろに考えておりまます。いずれ、いま少しく十分に研究を加えまして、将来に万全を期したい、かようと考えておるものであります。

次に、河川の管理について、従来の行き方が直轄と中小河川と区分があるので、防げになるのではないかといふような御意見でございました。河川の管理については常に研究をいたしておりますが、殊に近時のうちに上流にダムを設けるやり方が考えられるといふようになりますから、一國、河川を

らなければならないといふに考えておるのであります。そういう点で、従来、勿論、直轄と中小河川でも県との連絡は十分いたしておりますが、ありますけれども、なお今後は河川管理についてはもう一歩を進めて参らなければならぬものではないか、かよう考へております。

な考え方やつておつて、改修としてしま
中途になつておつたよつた時期に出てく
くわしたわけありますので、誠によ
むを得ないかと思うのであります。
それから災害復旧、これに技術者など
足りないので査定も十分にできないとい
うお話をございました。この点はも
も或に司法監査の方より二、三ヶ月前より

○議長(河井辰八君)　吉田法晴君。
〔吉田法晴君登壇、拍手〕

備と監督の不行届も加わつて慘害を大
きくしたといふことは、只今も濱口議
員から指摘せられました。大分川のご
とき、左岸の堤防が右岸よりも約五キ
ロに亘つて三メーターも違つておつた
と指摘されております。遠賀川のこと
き、数年前、梅雨期増水の中で一部浸
透し、合流する二河川、すなはち、遠賀川

い。工事は十分な予算を与えられず、おまけに、てんぶら工事というか、不正まで加わり、災害個所自体が十分に復旧されず、山や水源地にも災害の原因が取除かないので、毎年々々、災害の規模はますます大きくなるばかりである。この政治が、自然の暴威に対

次に、今回の災害について具体的な箇所についてだん／＼お話をございまし
た。先ず夜明ダムのこととあります
が、これは目下その原因については十分の調査をいたしました。又工事の
やり方について或いは遺憾の点があつ
たのではないか、又岡県の監督下にあ
つたので、その間の連絡が不十分では
なかつたかというような点も調査をいたしておりますが、概括して、上流の
日田市にはかなり距離のある所でありますし、又下流に対しましても一度に
溢れて行つたというような事情は認め
られないのではないかというふうに考
えております。で、このダム工事の設
計上の支障はなかつたと考えておりま
す。たゞ／＼工事が丁度悪い時期に会
つておつたといふことが遺憾の点の大
きなものであります。今後はなお十分
調査もいたしますし、又地元の理解に
も努めて、工事の進捗を図つて参るよ
うにいたしたいと、かように考えてお
ります。

でのよな机上査定といややり方ではなくて、現実に査定をいたしてやつて行くようにしなければならんと、かわから話をつておるのであります。従いまして、それがためには、技術者の勤員もついても、府県、或いは地方建設の職員を活用させるといふことも考えて参りたいと思ひます。過去の会計検査院の検査の結果、不当の工事が統出しているといふようなこともありますにお話の通りであります。査定が不十分であつたといふようなところに原因があるのではないかといふようにも考えられますので、この点については十分注意をいたして参りたいと考えております。

今次、九州、山口等の未曾有の災害、
惨害の原因と責任を政府はどう考えて
おるかと、いろいろ点であります。政府は、
未曾有の災害、惨害もいたし方のない
天災であると、責任を専ら天に帰せら
れております。併し、今次大災害は天候
のせいのみでありますか。政治の
責任の衝にある者が、責任を専ら天に
帰してそれで事足りるでありますか。
か。戸塚建設大臣に同行して現地各県
を廻つた河川局長でさえも、九百ミリ
の降雨は地面一杯に三尺の水が降つた
のであるとしても、戰争中の濫伐がな
かつたならば、その後、治山、治水、
植林の事業が進み、山に木や草があつ
たならば、各河川とも二割の水量は違
つただろうと申しております。河川
局長の言うように、三尺の雨が降つた
としても、それが木や下草に吸収され
て、一時に殺到せずに二割違つたとし
ますならば、筑後、邊賀、佐賀等の各
河川いづれも堤防を遙かに越して溢水
し、堤防がずたずたに切るといふこと
はなかつたであります。筑後川の
ごときもこの理由と、夜明ダムの不

改修事務所長が、こと、ここが弱いから決壊の虞れがあると言明して、大騒ぎとなり、今回浸水しました遠賀川駅附近を始め沿岸住民が避難を始め、県庁にも押しかけたので、純国費を投じて一メートル余の仮堤防を数キロに亘つて築造しております。その仮堤防を築いた一部が植木町の下で決壊したのであります。これらの一連の事実は、今回の災害の原因が梅雨前線の停滞という天候にのみ寄せられないで、今までの政府の責任、吉田内閣治政数年の間、独占資本の強化と占領軍使用の道路を含む軍用道路の優先的補修改善、最近の自衛力増強に名をかる再軍備の促進のためには重点的に財政資金が投げられても、治山治水とばかり、山や川、自然の暴威に対しては、弱点があると知りながら、十分の対策を講ぜられて来なかつたし、水系ごとに総合的な対策も立てられて来なかつた結果ではありますせんか。(「そうだ」と呼ぶ者あり)九州、山口等、今回の水害を受けた各県を初め、四国、中国等、西日本一帯は毎年風水害に見舞われ、いわゆる災害常習地帯であるといふことは何人も知つておるところであるし、過年度災害の次の年までに完全な復旧が行われな

して国民を守ることに重ねて來た怠慢、これが今回の惨害、災害を大きくした真因であり、天災ばかりでなく政治災害と言われるゆえんであります。責任を感じておるか、先ず承わりたいのであります。

第二点は、災害対策のテンボと総合的緊急対策をいつまでに立てるかという問題であります。若し、政府が一千名に近い人命の喪失、二百万を越す罹災者の不安と窮状に責任を感じるならば、もつと政府の施策が速かに末端被害者に届くはずであります。六月三十日、飛行機で福岡に飛んで行つた大野国務相は、即日、西日本水害対策本部を作ると共に「災害対策は吉田総理に特に任せられて現地限りでやる」と、予算や前例にからわらず即戦即決で未曾有の災害に苦しむ多数の罹災者を救いたい、「熱い涙で救え」という御母堂の電文そのままでやりたいと、罹災者を感激させるような言葉述べられました。こうして、政府手持米は九州五県と山口県関係で二十六万六千トンもあるから、炊き出し用にも一般配給用にも心配はない、人心の不安と闇直ちに、災害救助法の啟動の費用をか縣厚生大臣は、板付の飛行場に着くと

昭和二十八年七月十五日 参議院会議録第二十一号 国務大臣の演説に関する件(第一回)

一五〇

くかくの「ことく上げると新聞発表をいたしました。そうして、それ／＼飛行機で熊本に飛んだり、陳情を聞いたたり、努力された点も認めるにやがまではありませんが、併し、災害手帳金の中から直轄河川の縮切工事用六億を出し、政府資金十五億を預託、災害救助費国庫負担分二億九千万円を現金で各県に送り、二十億の資金運用部資金等を繰り融資として各県に配分してからは、政府や大野國務大臣の災害緊急対策もそのテンポを鈍くして参りました。地方の財政事情について、諸方総合対策本部長や小笠原大蔵大臣は、二十億の繰り融資等で事足れりとし、或いは、これはあとで訂正されましたらが、現地はこれで満足しておるとさえ言われたのであります。言い換えれば、大野國務相や山縣厚生大臣等の声明と言ふか、新聞記者会見談は、用意周到に、現在の暫定予算や政府の資金計画の範囲内で処理するためのズシニアに過ぎなかつたと、我々は感じておるのであります。まだ山津波の下に掘り出されない死体があり、続く山崩れの虞れに不安な門司や長崎下県の県民、阿蘇山の泥土の下で市全体を覆われた熊本市民の窮状を思ひ、家が流れ、家族や畜産を失い、家財や食糧も流したり腐らしたり、泥土の中の家や田園に茫然自失、涙さえ失つた姿を脳裡に焼付けている我々は、赤痢患者が八百を超さ、そのための死者四十名を超すといふニュースを聞き、八日、九日、再度の降雨に、筑後、遠賀、嘉瀬等の各河川沿岸が決壊箇所から再び浸水したと聞くと、早く何とかしなければならんという焦躁感に駆られるのであります。そうして、三日、本院の災害地緊急対策特別委員会

ほどのであります。 次に、熊本市にしても、門司市にしても、市中から泥土を緊急に除去しなければならん事情にあることは、大野國務相も十二日の委員会で認められたところであります。市自身としては全くお手舉げの形であることも承知のはずであります。そのことが経費の伴わぬ保安隊の継続的協力の要請となつておるのであります。それは十分に表現しておらぬ。國家の財政的援助をして行う方針だと昨日政府から承わりましたが、それはいつから決定実施されるか承わりたいのであります。

が、これら諸施策、諸法律の改正を一本にまとめた。九州、山口等西日本の水害に対する災害対策特別法として至急立案する意思はないか。いつまでにこれら緊急対策を立てるつもりなのか、具体的に承わりたい。なお島根等、衆参両院において緊急対策の対象と決定せられた県に対する対策を具体的にどうするつもりが承わりたいのであります。

第三は、以上の点と関連して、昭和二十八年度予算と政府資金配分計画を知る者として、臨時国会開催の必要を認めるとするならば、国会が開かれ正する必要を認めたわけであります。昨日、大野国務大臣は、現地の実情を知る者として、臨時国会開催の必要を認めるとするならば、国会が開かれ正する必要を認めたわけではあります。が、この未會有の水害対策のためには、昭和二十九年度予算を訂正する必要があるとするならば、国会が開かれます。国会の開会中に臨時国会招集を云々することとは、無責任とも思ひません。灾害の実情と被害の総額はすでにおおむね明らかになつております。現地にあつた建設省の或る局長さん、秋の台風時期までに水害の再発を防止するための工事を終るためには、現在審議中の予算の修正を必要とする事を明言したのであります。然るに政府及び政党は、緒方副総理、小笠原大蔵大臣を中心とつております。かくては今秋までは暫定予算の範囲内で処理し、水害緊急対策をも昭和二十九年度予算案の通過促進のために利用するといふ態度をとつております。

でに応急工事も終らず、再び災害を繰返すあります。前例と予算にかかるわらないかのごとく発言された大野田國務相のみならず、吉田總理を初め、緒方副總理、大藏大臣、建設大臣等、政府閣僚大臣は、現在審議中の昭和十八年度予算を臨時国会を待たず今直ちに修正する意思はないか。我が党は昭和二十八年度予算の即時修正を主張するものであります。

最後に、今回の未會有にして深刻な災害の原因が、単なる天災にとどまらずして、過去の災害が復旧されずして、昭和二十三年末以来残つていたこと、筑後川、速賀川、大分川、白川を始め各河川とも弱点のあることが認められながら、対策が延べられていたこと、吉田政府の、M.S.A.援助を受け、森林治山治水が他の犠牲になつたことによることを、輿論と共に認めるならば、吉田政府の、M.S.A.援助を受け、森林治山治水が他の犠牲になつたことを改める意図はないかどうかを承わりたい。

○議長(河井彌八君) 吉田君、時間がございましたから……。

○吉田法晴君(続) この治山対策の特點に対して、現在出ております予算の中からも、軍事費或いは軍需産業の財成費を削除して、根本的災害対策、治山対策を立てる意思はないかどうかを政府に質して、私の質問を終ります。

(拍手)

○(國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手)

○國務大臣(緒方竹虎君) 最初に、今回の災害の原因はどうにあると思うかあると考えます。国土がそれ以來荒廃をしておることも事實でござります。

Digitized by srujanika@gmail.com

し、今度の今までに類例のないような大きな水害の一一番大きな原因は、我々現地を見た方々の情勢を総合いたしまして、やはり今までにない非常な暴雨、それがやはり一番大きな原因をなしておると考えます。その今まで類例のない大きな雨量に対しまして、從来の土木施設、治山治水等が予期されないに起つた政治的災害であるといふことは、私は妥当でないと考るのあります。それから今後の対策でありますするが、今回の災害に対しましては、現在までに、河川港湾等の応急復旧事業費及び災害救助費、補助金の緊急支出、それから災害復旧事業費の緊急融資等の緊急対策を講じて參つたのでありますするが、今後の災害復旧につきましては、最近、昨日又は一昨日、現地の九州並びに山口県からのまとまつた報告も入手することができるようになりましたので、その報告を十分に検討いたしまして、本予算に計上いたしておりまする災害対策予備費百億円の使用によりまして、先ず実情に即した措置を講じたい、さように考えております。

要るとも考えられませんので、現地と連絡をいたしまして、必要に応じて更に繋ぎ融資をきめるつもりでござります。

たる或いは立法措置も必要かと存じます。するし、予算その他の面からいって或いはそういう必要な事態が起つて来るのじやなかろうかと、今なお私は信じておりますが、これは新聞記者の間に対しても私が確かに表明いたしたこと、は事實であります、私の信念は今なお変わりません。

たいる／＼な手段につきましては、多
とする点がございまするけれども、過
日の大野国務相の御報告並びに特別委
員会におきまする地方各県の責任者等
の報告等に徴しましても、政府の施策
が必ずしも適正妥当、徹底していない
といふことを感じますので、以下御質
問申上げたいと存じます。

な警告であると、とらなくては、徹底的の対策はできない。然るに緒方副幹事長は「政府の責任でない。」誠に私は理解いたしまして、今回の大災害は一概におきましては政治の貧困であります。人災であります。私はかような見地から御質問を申上げたいと存じます。殊に吉田内閣は責任があると申しますのは、去る三月に粗心な解説

更に、恒久的な復旧のための各般の措置も逐次進めておりますて、これが対策に今後遺憾なきを期したいと考えております。(一向に誠意がない)と嘯ぶ者あり、拍手)

(國務大臣大野伴睦君登壇、拍手)

○國務大臣(大野伴睦君) 只今の御質疑は、大体副總理によつて全部答弁をされたものと存じます。

私が或いは臨時国会を開く必要があると、私は自分の私見を新聞記者の間に対して答えたことがござりまするが、今なお私はさように信じております。これからいろいろな現状に即します。

なが又 今回のこの災害に当ります。では、米駆留軍はじめその他の諸外国から与えられた御同情に対しましても、國民を代表し、心からお礼を申上げたいと存じます。(拍手)

今回のこの未曾有の大災害に対して、政府は早速大野國務大臣を送らまして、現地においてそれゞゝ適宜の処置をとつたと申しております。又経理本部長として西日本方副總理を本部長とする西日本損害対策緊急中央本部、又国会からも特委員を派遣し、又本院におきましては本害の緊急対策特別委員会が設置されおりまして、政府のこれまでとあま

これは大きな警告であると我々はともかく、日本におきまして、古来、名君王と讃嘆された人は治山治水に全力を尽したと御承知のように、支那におきまして、わられた人は治山治水に全力を尽します。朱耀榮華、金殿玉樓を建築いた主權者は、その生涯は華やかでも、忽ち忘れ去られるのであります。併しながら、治山治水に全生涯をかけた君主は、これは長く後世に名をとどめ、そして神と崇められているのが常状でございます。我々國政に参与する者は、今回のこの大災害を、我々國にとりましても大臣議員にとり、政府にとりましては、

いと存するのであります。かような
けでございまして、一に、今回のこと
大惨害を起して幾多の犠牲を出した
いことは、日本の政治の貧困で
り、又我々の責任であるときも感づ
のであります。更に又、この土木不行
が腐敗混亂しておることも、これも
田内閣におきまして一つの名物にな
ておる。県会、市会、村会、上は國
に至るまで、すべてこの土木工事を
治の用具に使う。かよくな不まじめ
政治家におきまして、かよくな惨害
起す。これ又政治の貧困であり、吉
内閣の大きな責任であると申さざる

め予想されるではないか、緊急対策、総合対策を立てていなかつたのは是極めてないかといふ御質問でありました。が、そのことにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、今度の災害が非常中の非常の出来事であつたということは、これは認識していないのではないか。政府といたしましては、その情報を承りますると同時に、建設大臣の派遣、又現地本部の設置等、すでに委員会におきまして繰返し申上げたような施設をいたしまして、現地において、応急の救助或いは対策といふものは、できるだけやつたつもりでございます。

○山田節男君（居登壇、拍手）　「山田節男君　私は日本社会党第二控訴を代表いたしまして、今回の西日本大水害に対しましての過日行われました大野国務大臣の報告に關連いたしまして、政府責任者に御質問申上げたいと存じます。

先ず第一に、今回の空前の災害によりまして約七百名の人命を喪失いたしました。このことに対しましては、心から哀悼の意を表しますると同時に、家を失い、田を、畑を失い、又、家財商品等を失われました諸君に対しましても、心からなる同情の意を表するものでござります。

なお又、今回のこの災害に当りましては、米断留軍はじめその他の諸外国から与えられた御同情に対しましても、國民を代表し、心からお礼を申上げたいと存じます。（拍手）

田君の、吉田内閣政府は今回の災害に對して責任はないか、こういふ御質問がございました。然るに緒方副總理は、これは非常のうちの非常であつて、人力如何ともすることができなかつた、従つて吉田内閣には責任がない、ということを申されました。私は誠に緒方副總理のこの災害に対する認識の足りない点を遺憾に存するのであります。(拍手)日本は御承知のように太平洋の火山列島であり、諺の如く「雨が降れば海水になり、雨がやめば電気がとまる」。これは私は、今回の大灾害は、政府にはもとよりでありまするが、我々国会議員にとりましては、御承知の如く、支那におきまして、これは大きな警告であると我々はとこなってはならんと思つのであります。

に困つておる。公共土木も進捗しないであります。この点につきましては、吉田内閣は責任がないとは言えないであります。又過去五カ年間吉田内閣のやつておりますことは、西洋のほうに、ベニ・ワーズ・アンド・パウド・フーリッシュという言葉がござります。ふわゆる「一文惜みの消失」のことです。この國土建設に対しては、少くとも過去五カ年間、吉田内閣のやつておりますするところの土木行政といふものは、全く私この諒に適当すると申しても過言でないと存ずるのであります。かようなうけでございまして、一に、今回のことが大惨害を起して幾多の犠牲を出したいたいことは、日本の政治の貧困であり、又我々の責任であるとさへ感づ

今回のこの未曾有の大災害に対しまして、政府は早速大野國務大臣を送りまして、現地においてそれぐ適宜の処置をとつたと申しております。又専門委員会緊急中央本部、又国会からも議員を派遣し、又本院におきましては、灾害の緊急対策特別委員会が設置されおりまして、政府のこれまでとくま

の
議員にとり、政府にとりましては大
きな災害を、我々國民は、このままの状
況でござります。我々國政に参与す
た君主は、これは長く後世に名をと
め、そして神と崇められてゐるのが
併しながら、治山治水に全生涯をかけ
いた主権者は、その生涯は華やかで
あります。米羅美、金殿玉樓を建
ておられた御成の如きは、まさに國
の榮光であつたのであります。

田内閣におきまして「一つの名物」になります。更に又、この土木不行が腐敗混亂しておることも、これも起つて、かような慘害政治家におきまして、かような内閣の大好きな責任であると申さざる

7

得ない。要するに、これは、吉田内閣の最近にとりました土木行政、國土建設に対しまして不誠意と科学性を欠いたところに根幹があるといふことを私は指摘申上げたい。かような見地からいたしまして、私は以下簡単に御質問申上げたい。

先ず第一に、副總理に対しても、内閣にお設けになりましたが、先ほども吉田同僚議員から御質問がありましたが、今回のこの災害は丁度田植の時期でありまして、緊急対策にも二つあります。七月一ぱいにやるべき緊急対策、又九月の台風期を迎えての八月末までの緊急対策です。それに今後恒久対策というものがあるのでござります。かような複雑な恒久対策をしなければならんのであります。单に國務大臣である大野君を向うへ派遣して、出先の機関あるいは現地の知事などを指揮監督して、果して徹底的な施策ができるかどうか。私は、先ほど申上げましたように、科学性の貧困、政治の貧困あるいは土木行政の腐敗亂私、これを防止するためにも、行政組織上立派な地位と権限に基づくところの本部を作る必要があると思っておりますが、緒方副總理はどういうふうに考えておられるか。

なお又、大野國務相は、あなたは少くとも向うに十日間おられたのであります。あなたの経験からして、今度又十九日に行かれるそうです。が、今のよきな権限で以て、建設省或いは文部省、大蔵省、それらのものを君のこの大惨害に対して一日も早く応急の対策ができると自信があつたのかどうか。この点は大野國務相に申上げたい。

お伺いしたいと存じます。
なお又、立法措置の問題につきましては、総務副総理は余りはつきりしたお答えがございませんけれども、御承知のように今回の大灾害に当たりましては、第一には灾害救助法も発動されましたが、第二には公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、この二つが今回のみの罹災者に対する救いの手を伸べるところの重要な法案でありますけれども、この法案の内容を見ますと、いろいろな点がございまして、十分な適正な援助ができない。かよつた意味から申しまして、私は今回のこの惨害に関しても、私の知る限りにおきましても約二十三の法律がござります。この点を如何にするか。これによつて災害扶助の徹底の適正、適否がきまると思うのでありますか、立法措置を如何にしてこれをやるか。関係諸法律を改正になる意思があるのかどうか。これを総務副総理にお伺いしたいと存します。又特別の予算措置でございますが、御承知の如きまして、特別の予算措置をする必要がある。総務副総理は臨時国会も開く必要があるれば開くといふくらいのことしか御誠意がないようでありますけれども、私はこれに対しまして、二千億の損害に対しまして今日政府は僅か七十八億円の緊急措置しかいたしておらぬ醜態を醸成するのみであります。私はこの予算措置につきましては、必ず政府は臨機応変に、国会の会期延長をするなり、臨時国会を開くだけの誠意がなければならない。かようなことでは、私は、灾害は

御所見を伺いたいと存じます。又、昨日熊本の県知事の報告を見ますと、權災地におきましては物価が非常に上つております。セメント或いは薪、木材、こういうようなものが非常に暴利の対象になつておるのであります。これが対策を如何にするのか、この点をお伺いしたいと存じます。次に又、今回の災害により全壊、半壊家屋、この復旧のために莫大な木材が必要とのあります。然るに今回のこの災害の原因は、戦争中におきます濫伐、過伐が大きな原因であつた。然るに、かような貧弱な日本の森林資源における木炭を更に伐ると、これは又災害が災害を招くといふ、再災害を招くという悪循環の原因になるのでござりますが、こういう点からいたしまして、成るべく日本の森林を温存いたしまして、外國から緊急所要の木材を輸入するところの手段を講じられる御意思があるかなどうこともお伺いしたいと存じます。

た三段階の緊急対策に対しまして、一体どういうプランを以て大野国務相をお現地に派遣するのか、具体的な点をお伺いしたいと思います。次に又、二十三年度以来の過年度災害一千億、更に今日二千数百億の災害に対しまして、殊に地方公共団体の公共事業の査定が捲らないがために、現地においては県市町村は誠に困つてゐるのであります。但し、一体どういう公共事業の査定をいつまでに完成するのか、その点をお伺いしたいと存じます。又この予算措置にいたしましても、公共事業、失業対策事業の関係を、これを予算の緊急措置といったまゝして、災害復旧事業へ転換すべきであると思うが、この点に対しまして建設大臣の御答弁を願います。その他住宅問題もござりまするが、これに対しまして一体どういうことをやつてゐるのか、これを本会議に明瞭に示して頂きたい。

次に、自治長官に対してであります。するが、自治長官は過日特別委員会におきまして御説明がございましたけれども、昨日熊本県の知事のいろいろ情報をお聞きますといふと、何と申しますても、今回の西日本の災害地においてましましては、特別平衡交付金の特別交付の枠を拡げてくれ、起債の枠を拡げてくれ、又緊急融資、又、補助金、これを成るべく早く政府から出してくれといふことの痛切な叫びがござりまするが、こういふものに対しまして、如何なる手段を今後おとりになるのか、又どの程度の範囲においておとりになつたのか、本院に明瞭に示してもらいたい。

又、時間がございませんから省略いたしますが、大野国務大臣が過日、本

院におきまして御報告になつた、十数項目に亘りまして現地の切なる要望事項をここにお示しになつておる。あなたは大野国務大臣として、一項目でもこれをやるといふことを吉田内閣はきめたが、その点を本院にお示し願いたいと思います。又その要望事項の中に、私は大野国務大臣の口を通じてお聞きすることは、誠に遺憾でありましたことは、今回のこの災害を救助する一方方法として、競馬、競輪、モーター、ボート競走、この収益を災害地に寄贈するためには關係法令を改正いたしまして、これらの競技会の開催数を増加いたしまして、その収益を災害地に寄附せんとする、こういう要望がある。自分もそういうことがして欲しいというような御報告があつたように記憶いたしておりますが、少くとも一国の大臣といひたまつて、今日、競馬、競輪、モーター、ボートの競走が如何に人心を害しておるかといふことは、皆さん御承知の通りであります。

○議長(河井彌八君) 山田君、時間が切れました。

○山田謙男君(總) かような国民の道徳、いわゆる国民を犠牲にし、社会悪を増長するようなことやらして、この災害救助の一端に充てんとするようなお考えをお持ちになるのかどうか、この点を大野国務大臣から再びここに明瞭にして頂きたいと存じます。

時間がございませんので、これを以て私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣(緒方竹虎君) 只今の御質疑に対してもお答え申上げます。

私が先ほど吉田君の御質問に対しまして、政府は責任がないと申したことは、ついてのお咎めでありましたが、それは、政府においての責任は、はかの場合と同じように、政府としても痛感いたしているのであります。ただ、この原因が政府の悪政の結果であるかのことを意味において政府の責任だと言われたのを、さうでないと申上げたのでありますて、三月の国会解散がこの災害の原因であるかのことをお話しは、これは少し御無理であるうと考えます。

それから特別立法の措置を講すべきものであると思うが、何をやつているかという御質問に対しましては、先ほど吉田君の御質問にお答えをいたしましたので、重ねて繰返しません。

それから物価が非常に上つている。これは、あれだけの災害の後としてはそれほど暴利をなさざる者がないといふふうに聞いて參つておつたのであります。ですが、御指摘のような事実も、こういう際でありますから多少はあると考えます。ただ関門鉄道のトンネルが一両日前に開通いたしまして、日間六千トンの輸送が利くよくなりましたので、従いまして物資も必要に応じて応急輸送することができますから、現在、物価暴騰、或いは暴利をむさぼるという者がおりましても漸次その弊害は矯められて参ると考えております。

以上であります。(拍手)

(國務大臣大野伴陸君登壇、拍手)

○國務大臣(大野伴陸君) 私に対する御質問の第一点、近く福岡へ赴くにつ

いてはどんな権限を持つてゐるか。そして大蔵大臣、建設大臣と如何にして云々といふ御質問がありますが、私は現地本部長として九州へ赴きますときにも何らの権限は与えられておらなかつたのであります。何らの権限も持たないで、ただ応急対策、緊急対策のために現地へ行つて、その指揮をする限りであります。今回参りますに当つては、或いは當農資金であるとか、或いは中小炭鉱救済資金であるとか、こいつた問題を中央において解決をして、そつとして帰りたいと思つてゐるのをござります。又、事実何らの権限も持つておりません。権能はないけれども、できる限りのことは最善を尽つてしまつてあります。又、今後も尽つつもりであります。(「できないよ」と「権限がないよ」と呼ぶ者あり、笑声)我々はそれで政治力は持つてゐる。(「権限がないよ」と呼ぶ者あり、笑声)我々はそれをやつて來たのだから、それをやるものである。

す。今それを研究いたしておりますのであります。果してこれができるかできませんか、研究いたしておりますが、一利害、一得一失は、これは天下の常であります。で、私はさように考えて、今、鋭意、開催するかしないか、開催が事務的にできるかどうかといふことを折角中央本部で研究中でございまます。(拍手)

○國務大臣戸塚九一郎君　お答え申上げます。

応急対策並びに恒久対策であります
が、一般、私、災害直後に参りました
時分にも、特に田植の時期に際会いた
しておりますので、稻の植付けのこ
とを最も考慮に入れなければならん。
それについて緊急の対策を講じなけれ
ばならないと考えたのでありますする
が、取りあえず河川の堤防の決壊に対
しては、縮切り、統いて応急の工事を
施す、これで秋の台風に対する対策を
考えてやつて參りたい。かように、才
でに縮切り等は直轄河川においては殆
んどでき上つておると考えております
す。恒久対策については、先ほども申
上げましたが、戰時に荒された山の
関係とか、或いは従来も十分ではなか
った点をも考え合せて、殊にこの雨の
量が非常に多かつたという実例をも考
え合せて対策を立てて行かなければな
らない。それは十分に研究をいたした
いと存じております。

それから、改修の途中で、堤防の画
岸にバランスのとれなかつた所があつ
て、それが遺憾であるといふお話をござ
いましたが、先ほども申上げました
ように、これは財政の都合もあって十

分に竣工をいたしておらなかつた途中で、たま／＼そういうふうな事象が起つたのは、誠に遺憾に存じております。それから、過年度災害或いは公共事業の査定のお話がございましたが、これも先ほど申上げたつもりであります。なお、成るべくこうなうことは早くやらなければいけないといふことは先ほども申上げた通りでございます。

最後に住宅の問題であります。今回は住宅の全壊、半壊の戸数もかなり多いのでござります。誠に心配いたしておりますが、只今の建前では全壊住宅の三割を災害として公営復旧の制度がござります。なお、その余の三分の一くらいを或いは金融公庫の割当といふようなことも考えられます。そのほか、まだ半壊の住宅に対してもどういうふうに考えて行くかといふようなことも今後対策本部等で研究いたします。かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣塙田十一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(塙田十一郎君) お答え申上げます。

私も非常にこのたびの西日本の災害については心痛をいたしておりますので、自治庁の立場といたしまして、先般来いろ／＼調査をいたしております。その結果、只今までに大体判明いたしておりますところでは、今度の西日本災害によりまして、地方が、府県及び市町村が負担を増加すると考へられます。その数字が百三十三億くらいあるのではないかということになつておるのであります。その内訳を簡単に申上げますと、税の減収分が約五十三億、それ

からしてその他のいろいろな負担の増加分約八十億、合せて百三十三億あります。この税の減収分は、減免措置によりまして取れなくなります十部分と、徴収猶予になりますて二十八年度中に取れなくなる部分を合せた数字でありますし、その他の八十億は、一応現在のいろいろな災害救助法その他の法律を前提にいたし、それから今度の災害を仮に復旧いたしますといたしまして、復旧の割合が、現年度と、今年と明年度とその後とどういうふうに出るかという比率もあるわけでありますが、それを一応、今年中に三、来年五、その翌年は二といふ割合で復旧をいたすといたしまして、二十八年度の所要額というものを計算いたしたもののが八十億と、このうちに了解を願いたい。

日本の漁船や運送船などが射撃されるのをどうして防衛をしようとするとお考えなのは、その解決の付くまでの間に、いかに大きな障害となつております。又この機会にお伺いいたしたいのですが、本年二月、濟州島沖における大邦丸が射撃され、一人の日本人漁業長が射殺されたあの事件は、その後一體どうなつて居るのでございましょ。このよろんな重大事件をいか減らすか口上書で以て放任をいたしておから、第二の事件が起り、第三の屈辱的な事件が起るのだと私は思う。一步退却二歩前進は兵法上の戦略でありまして、今の政府の外交は、一步も退却、二歩も退却で、人は殺され、船は取られ、遂には領土の一部まで、もぎ取られようとしている現状であります。国民の目には、韓国における李承晩政権は、その政権を維持するがために、朝鮮自身の休戦にさえ反対をし、国境線を交える隣接国の中では一番弱いと見た日本に勝手放題の攻勢を加えて居るよう見えてゐるのであります。これは日本の外交が拙劣だからでありますか、それとも韓国側が無理なのか、それはどちらでもよろしいから、率直な態度で、正直な御見解を、わかりやすく具体的に承わりたいのであります。

船の操業状態であります。本年の四月
以来、日韓会談は再開され、漁業に関する
事項の協定が交渉せられ
つつあるのであります。日本海
但馬地方における漁船は、漁期を前に
張り弱く、李承晚ラインが解消されな
い場合は、この海域を漁場とした千八
百隻の漁船、この業に従事してゐる三
万数千の漁船船員は生業を失い、漁獲
響は極めて大きいのであります。農林
高年産二十二万トン、七十五億円が吹
つ飛び、日本の食糧と經濟に及ぼす影
響は極めて大きいのであります。農林
大臣は、朝鮮海域における日本漁船の
操業がいつの日に陽の目を見る見込を
立てておられるのか、又そのためにど
のように努力をしておられるか。通り
一遍の言葉ではなくて、具体的な事實
と御計画を承わりたいのであります。
以上、運輸大臣に対しても、海上保
安庁巡視船の射撃されたときの真相と
今後の具体策。外務大臣に対しては、
竹島が日本領土であるという実証、韓
国が誤解をしてゐるならば、その誤解
をしている原因、今後の対処方針。農
林大臣に対しては、日韓会談における
漁業協定交渉の経過、朝鮮海域における
漁業対策等についてお伺いをいたし
ましたが、これはいずれも緊急にして
且つ極めて重要な問題でありますから、
憂慮いたしてゐる國民のすべてが
納得の行ききますよう御答弁を要請し
て、私の質問を終ります。(拍手)

竹島は本年の四月末までは日米行政協定による駐留軍の爆撃演習区域でありまして、同島附近には日本の漁船はございませんし、それで海上保安庁といたしましては、関係機関と協議の上に、でき得る限り紛争を避ける方針の下に、同島附近の海域の哨戒に当るべくいたしましたところ、韓国人六名がメントを設けてそこにおきましたので、二隻を派遣いたしました。上陸調査を行なったのであります。そうして同時に日本国領土であるという標柱を立てて参りました。それから七月の一、二日、七月の八日、九日といふように船を出してみてありますするが、ここで前に述べました韓国人はすでに退去いたしておりますとして、同島及びその周辺には船も人もいなかつたのでござります。

それで、今度問題になりました七月の十一日に巡視船の「べくら」を派遣いたしまして、十二日の朝五時二十分同島着きまして見ましたところが、韓国の漁船及び漁夫多数が米島してゐるのを認めましたので、臨検隊を上陸せしめようと準備いたしておりますと、六時十五分、韓国官憲四名、鬱陵島の警察局の者がだらうことであります。これが来船いたしまして、竹島は韓国領土であると主張いたしたのであります。当方におきましては、竹島は日本領土である旨を強調いたしまして、退去

要請いたしましたが、譲らなく、どうも船を帰船せしめまして、同島を一周いたしました上、漁港のほうに帰ろうといたしましたのであります。突然十数発の射撃を受けたのであります。人命には異状なく、本船に彈薬二つを残しているのを見見いたしたのであります。その際の調査によりますと、先般日本側の立てました標柱は撤去されておりまして、来島者は約四十名、そのうち警官が七名と推定されております。船舶は漁船三隻、伝馬船一隻であります。武器は漁船一隻に自動小銃二つを装備しております。警官は拳銃を携帶しておつたのが認められたのであります。本船は、十二日十七時三十分、漁港に歸つて来たといふのが実情でござります。先ほど、向うの船から射撃したのではないかといふお話をありました。射撃は島の中腹から行われたものであります。距離は、約七八百メートルくらいであつたと申します。又、真偽のほどはわかりませんが、これは威嚇の射撃であつたようですが、これはどうも外交折衝に待つよりはかないましても、外交折衝をして、外交折衝をやつつておられました。一方、関係機関と協議いたしましたとして、できるだけ我々の方でも処置をいたして行きたいのであります。が、実力行使をひうことは今までやつておりますので、その場に応じての適宜な方法をこれからなお相談いたしたいと思つてゐるのでございます。

それから、公海上等で射撃があります場合、或いは拿捕等があります場合には、海上保安庁の船は時を轟くらず現場に直航いたします。そうして話し合いで事件を解決するといふ線に今までもやつておりましたし、恐らく今後もこれが主な行き方だと思つております。(拍手)

までも忍耐強く我が方の正当な主張を納得させて、平和的に本問題を解決するつもりであります。

又大邦丸事件についてのお話がありましたが、大邦丸事件もまだ解決していませんときに、更にこの竹島の発砲事件等が起きましたことは、誠に殘念な次第でありますけれども、こういふ問題につきましては、我が方として主張すべきものは飽くまでも強く主張する次第であります。この大邦丸とか竹島の問題は、韓国側の史実に対する誤解、国際法的な見解に対する誤解から出たものであります。別に、政府の外交が軟弱であつたからとか、強硬であつたからとかいう問題ではないと考えております。我々としては今後とも、韓国側の誤解を正すべく、あらゆる努力をいたす考えであります。(拍手)

〔國務大臣保利茂君答應、拍手〕
○國務大臣(保利茂君) お話を李承晚ラインをめぐつての漁業関係、申します。でもなく我が国にとりましては極めて漁業上重要な地域になつております。併しながら、この問題は日韓会談の漁業部門として外交機関によつて今日まで折衝を経けられて、私どもとしましては、外交機関に強く要請をして、速かにこの妥結線を得られるよう、外交機関に要請をいたしておりますけれども、今日、只今、外務大臣も言われておりましたように、これらの問題が妥結に至つております。非常に残念に存しております。極めて漁場の重要性から申しましても私どもといたしましてはどうしてもこの問題だけでも早く解決をいたして参りたいということを、外交当局に強く要請をして、その

円満な解決を期待しておる次第でござります。(拍手)

○議長(河井寅八君) 日程第二、離島振興法案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。經濟

安定委員長早川慎一君。

【審査報告書は都合により附録に掲載】

右の本院提案案をここに送付する。

昭和二十八年七月一日
衆議院議長 堀 康次郎

離島振興法

参議院議長河井寅八殿

離島振興法

(目的)

第一条 この法律は、本土より隔絶せれる離島の特殊事情よりくる後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基く事業を迅速且つ強力に実施することによって、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民经济の発展に寄与することを目的とする。

(指定)

第二条 内閣総理大臣は、離島振興対策審議会の意見を聞いて、第一

条の目的を達成するために必要と認める離島を、離島振興対策実施地域として指定する。

第三条 内閣総理大臣は、前項の指定をした場合においては、その旨を公

(離島振興計画の作成)

第三条 前条の規定により、離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県知事

は、当該地域について離島振興計画を作成し、これを内閣総理大臣

に報告しなければならない。

2 前項の離島振興計画は、その地

域について、国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)第七条の二第一項又は第十条第四項に基づく総合開発計画がある場合には、これと調和したものでなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による事業計画を作成するときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

3 前項の場合において、地方財政平

衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条に規定する普

通交付金の交付を受けない地方公

共団体については、別表で定める

国庫の負担割合及び補助割合を減

ずることができる。但し、同項に

掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはでき

ない。

4 政府は、別表に掲げる費用以外

の費用についても、これに対し国

が補助する割合及び対象を定める

政令がある場合においては、第二

項の規定に準じ当該政令の特例を設けるものとする。

(離島振興対策審議会の設置及び権限)

第五条 国は、第五条第一項の離島振興計画の実施に要する経費については、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上しなければならない。

(特別の助成)

第六条 国は、第五条第一項の離島振興計画の事業を行ひ地方公共団体その他の者に対し、必要な資金を融通し、又はあつ旋し、その他必要と認める措置を講じなければならぬ。

(離島振興計画の設定)

第七条 内閣総理大臣は、第三条第一項の規定による報告があつたと

る。

2 第五条第一項の離島振興計画の事業に要する費用について国が負担し又は補助する割合は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十二条第一項及び第三項、同法第四十三条第二号及び第三号、漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第二十条第二項及び第三

項並びに道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第五十六条の規定する。

第六条 内閣総理大臣は、毎年度、離島振興計画の実施のために必要な事業計画を作成しなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による事業計画を作成するときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

3 前項の場合において、地方財政平

衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条に規定する普

通交付金の交付を受けない地方公

共団体については、別表で定める

国庫の負担割合及び補助割合を減

ずることができる。但し、同項に

掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはでき

ない。

4 政府は、別表に掲げる費用以外

の費用についても、これに対し国

が補助する割合及び対象を定める

政令がある場合においては、第二

項の規定に準じ当該政令の特例を設けるものとする。

(離島振興対策審議会の設置及び権限)

第五条 国は、第五条第一項の離島振興計画の事業を行ひ地方公共団体その他の者に対し、必要な資金を融通し、又はあつ旋し、その他必要と認める措置を講じなければならぬ。

(離島振興計画の設定)

第六条 内閣総理大臣は、第三条第一項の規定による報告があつたと

る。

2 第五条第一項の離島振興計画の事業に要する費用について国が負

担し又は補助する割合は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十二条第一項及び第三項、同法第四十三条第二号及び第三号、漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第二十条第二項及び第三

項並びに道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第五十六条の規定する。

3 これら法律に基く命令の規定を含む)にかかわらず、別表の通りとする。

4 前項の場合において、地方財政平

衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条に規定する普

通交付金の交付を受けない地方公

共団体については、別表で定める

国庫の負担割合及び補助割合を減

ずることができる。但し、同項に

掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはできない。

5 前項の場合において、地方財政平

衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条に規定する普

通交付金の交付を受けない地方公

共団体については、別表で定める

国庫の負担割合及び補助割合を減

ずることができる。但し、同項に

掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはできない。

6 政府は、別表に掲げる費用以外

の費用についても、これに対し国

が補助する割合及び対象を定める

政令がある場合においては、第二

項の規定に準じ当該政令の特例を設けるものとする。

(離島振興対策審議会の設置及び権限)

第五条 国は、第五条第一項の離島振興計画の事業を行ひ地方公共団体その他の者に対し、必要な資金を融通し、又はあつ旋し、その他必要と認める措置を講じなければならぬ。

(離島振興計画の設定)

第六条 内閣総理大臣は、第三条第一項の規定による報告があつたと

る。

2 第五条第一項の離島振興計画の事業に要する費用について国が負

担し又は補助する割合は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十二条第一項及び第三項、同法第四十三条第二号及び第三号、漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第二十条第二項及び第三

項並びに道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第五十六条の規定する。

3 これら法律に基く命令の規定を含む)にかかわらず、別表の通りとする。

4 前項の場合において、地方財政平

衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条に規定する普

通交付金の交付を受けない地方公

共団体については、別表で定める

国庫の負担割合及び補助割合を減

ずることができる。但し、同項に

掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下することはできない。

5 前項の場合において、地方財政平

衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条に規定する普

通交付金の交付を受けない地方公

共団体については、別表で定める

国庫の負担割合及び補助割合を減

昭和二十八年七月十五日 參議院会議録第一二二号 離島振興法案

- | | |
|----|--|
| 二 | 参議院議員のうちから参議院 が指名する者 四人 |
| 三 | 地方自治庁次長 |
| 四 | 経済審議庁次長 |
| 五 | 大蔵事務次官 |
| 六 | 文部事務次官 |
| 七 | 厚生事務次官 |
| 八 | 農林事務次官 |
| 九 | 通商産業事務次官 |
| 十 | 運輸事務次官 |
| 十一 | 郵政事務次官 |
| 十二 | 建設事務次官 |
| 十三 | 都道府県知事 三人 |
| 十四 | 市町村長 三人 |
| 十五 | 学識経験のある者 三人 |
| 一 | 前項第十三号から第十五号まで に掲げる者につき任命された委員 の任期は、二年とする。但し、補 欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。 |
| 二 | 審議会に会長を置き、委員の互 選により選任する。 |
| 三 | 会長は、会務を總理する。 委員は、非常勤とする。 |
| 四 | 前各号に定めるものを除く外、 審議会の事務をつかさどる機關並 びに審議会の認事及び運営に関する 必要な事項は政令で定める。 (政令への委任) |
| 五 | この法律は、公布の日から施行 する。 |
| 六 | この法律は、昭和三十八年三月 三十一日限りその効力を失う。 |

| 道路法第五十六条に規定する費用について | | | |
|---|--------|-------|-------|
| 道路の区分 | 事業の区分 | 事業主体 | 国庫の補助 |
| 建設大臣の指定する主な都道府県若しくは市道 | 新設及び改築 | 道路管理者 | 三分の一 |
| 資源の開発、漁業その他国の施策上特に整備する必要のある道路 | | | |
| 〔早川慎一君登壇、拍手〕 | | | |
| ○早川慎一君　只今議題となりました離島振興法案につきまして、經濟安定委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。 | | | |
| 日本の本土より隔絶した外海の離島は、自然的・社会的諸条件の制約によつて、今なお未開発の面が多く、島民は文明の恩恵に浴すること甚だ薄いのであります。その民度水準は極めて低く、經濟的にも慘めな状態のままで残された所が多いのであります。この法案は、離島の特殊事情から来る後進性を除去するための基礎条件の改善、並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基く事業を迅速且つ強力に実施することによって、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的として、衆議院議員綱島正興君ほか七十名より提出され、衆議院において若干の修正があつて、本院に送付されたものでございま | | | |
| 第一に、本法案は前述のことと目的を有するのであって、内閣総理大臣が離島振興対策地域を指定し、関係都道府県知事はその地域について振興計画を作成して内閣総理大臣に報告しますと、内閣総理大臣は、国土総合開発審議会の答申に基いて離島振興計画を決定し、閣議の決定を求めなければならぬこととなつております。なお、離島振興計画は、離島振興対策地域に国土総合開発法に基づく総合開発計画がある場合には、これと調和したものでなければならぬよういたしてるのでなければなりません。振興計画の内容には、離島の海陸交通を確保するに必要な通信施設の整備、開発振興に必要な漁港、林道、農地及び電力施設等の整備、風水害その他の災害を防除するため必要な國土保全の整備、住民の福文化に関する諸設備の整備が含まれてゐる所以であります。 | | | |
| 第二に、都道府県知事は、毎年、離島振興計画実施のための事業計画を政 府に提出し、その事業計画については | | | |

經濟審議会長官が各省間の必要な調整を行つことになつております。なお、国は、この決定した離島振興計画の実施に必要な経費は、毎年国の財政の許す範囲で予算に計上しなければならないことになつております。

第三に、國が決定した離島振興計画を行つて地方公共団体その他のものに対する措置を講じなければならないよう規定することとし、特に、振興計画の事業に要する費用について國が負担し又は補助する割合を、港湾法、漁港法、道路法について、従来の規定にかわらず、これを高率にして、法案の別表にその率を明示いたしてあるのであります。なお、この場合、普通平衡交付金を受けない地方公共団体については、本法案で定める国庫の負担割合及び補助を減らすことができるようになされたのであります。更に、法案の別表に掲げている費用以外の費用についても、國が負担し又は補助する割合について、離島の開発振興を図ることにつておるのあります。

第四に、本法案によつて國が離島に対し特別措置を講ずると、約十年を以ておおむねその目的を達することがであります。

以上が当初の原案の内容の骨子でござりますが、これに対しても衆議院にございました。

第一は、離島振興対策審議会を別個に設けるということ。即ち、当初の原案によれば、重要な事項はことごとく國士総合開発審議会に諮問することになつておましたのも、地元の意見を反映させるため、又迅速なる事務運営を図るために、別個に離島対策審議会を設けて、離島関係の国会議員、知事、町村長を委員として参加させるよう、新たに条項を挿入いたしました。

第二は、離島において農林漁業団体が電力施設を整備しようとするときは、農山漁村電氣導入促進法の適用をなし得るようにすること。即ち、離島は一般に電力源に乏しく、動力用の電力に事欠いていることは勿論、電燈の恩恵にも浴していない者が極めて多い現状であります。従つて、農山漁村電氣導入促進法第五条中に、「開拓地」の下に「離島振興対策実施地域」と加えることにいたしましたのであります。以上が衆議院より提出された本法案の内容でござります。

経済安定委員会におきましては、発議者綱島正興君、大橋武夫君並びに政府関係官と質疑を重ね、慎重に審議をいたしました。

次に、委員会における質疑の主なるものを申上げます。先づ「現下の情勢下では、予算も期限も限られているのであるから、限られた資金を多くの島に経済的に用いるのは、その効果が疑わしい。本法の適用対象となる島嶼は、法律上明確に指定して、重点的に施行し昭和三十八年三月三十一日を以てその効力を失うことになつておる」とおおむねその目的を達することがであります。

以上が当初の原案の内容の骨子でござりますが、これに対しても衆議院にございました。

代理士法の一部を改正する法律案、(内閣提出)

日程第四、臨時船質等改善助成利子

支給法案、(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし

昭和二十八年七月十五日 参議院会議録第二十二号 育少年問題協議会設置法案外二件

厚生統計協議会 人口問題審議会
厚生大臣の諮問に応じて、厚生統計に関する重要事項について、関係各大臣の諮詢に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。
に改める。

人口問題に關する重要事項について、関係各大臣の詳問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。

に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

大蔵省設置法の一部を改正する法
律案

「修所」に改める。
第十六条の次に次の二条を加え
る。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条规定により送付する。

衆議院議長 堀 康次郎
參議院議長 河井彌八郎
大蔵省設置法の一部を改正する法
律案

大蔵省設置法の一部を改正する
法律
改正する。

**第八条第二号を同条第三号とし、
以下一号ずつ繰り下げ、同条第一号
の次に次の一号を加える。**

第十四条中「印刷局」を「印会計に関する」と「税關研

| | | | |
|-----------|------|--------------------|--------------------|
| 第一二十四条の表中 | 横浜税関 | 横浜市 | 東京都 神奈川県 埼玉県 |
| | | 茨城県 群馬県 | 栃木県 千 |
| | | 鹿児島県 山梨県 新潟県 | 福島 |
| | | | を |

| |
|------|
| 横浜税關 |
| 横浜市 |
| 東京都 |
| 神奈川県 |
| 埼玉県 |
| 茨城県 |
| 群馬県 |
| 栃木県 |
| 葉県 |
| 山梨県 |
| 新潟県 |
| 福島 |
| 千 |
| 県 |
| 宮城県 |
| 山形県 |

た青少年問題協議会は該政策につきも併せて、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先づ本法律案につきまして政府が提案の理由として説明するところを御報

会は、関係諸機関との緊密な連携の下に、毎年春秋二回に行う青少年保護育成運動を中心として、青少年問題に関する各種の対策を推進し来たつたのであるが、青少年問題の複雑性と困難性

日から施行することとなつております。
内閣委員会は、予備審査と合せ、委員会を三回開きました。本法律案の審査に当つたのであります。その審査す。

第二十五条第一項中「前項」を「二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、東京税關及び長崎税關においては、税關官房及び左の二部を置く。

税關部
監視部
業務部

附 則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

告し、統いて本法案の内容の概略を御説明いたします。

現在の中央及び地方青少年問題協議会は、第五回国会における衆議院の青年少年犯罪防止に関する議決及び参議院の青少年不良化防止に関する議決に即応し、青少年問題に關する総合的施策を樹立し、その適正な実施を図るための機関として設けられたものであつて、中央青少年問題協議会は、總理府の附屬機関として設置法に基づき總理府の附屬機関として設置されており、地方青少年問題協議会は、中央に準じ都道府県及び多數の

は、その附属機関として、それも、都道府県及び市町村青少年問題協議会を置くことができるることにいたしておられます。その第一点は、青少年問題が国政及び地方行政の基本的な問題の一である点に鑑み、中央協議会の委員には国会議員を、地方協議会の委員には地方公共団体の議会の議員を参加せしめることにいたしております。その第二点は、この重要な青少年の問題を扱う地方協議会のよりよき運営を期すため、取りあえず都道府県協議会の運営

| | | |
|------|---|----------------------|
| | 東京税關 | 東京都 |
| 長崎税關 | 門司税關 | 横浜税關 |
| 長崎市 | 門司市 | 横浜市 |
| | 福岡県 山口県 佐賀県 長崎県 熊本県 | 神奈川県 埼玉県 茨城県 群馬県 栃木県 |
| | 大分県 宮崎県 鹿児島県 | 千葉県 山梨県 新潟県 福島県 宮城县 |
| | 福岡県(長崎税關の管轄に屬する地域を除く。) 山口県 佐賀県のうち唐津市、東松浦郡及び 西松浦郡 長崎県のうち壹岐郡、下県郡及び 上原郡 大分県 宮崎県 | 山形県 |
| 長崎税關 | 長崎県(門司税關の管轄に屬する地域を除く。) 佐賀県(門司税關の管轄に屬する地域を除く。) 福岡県のうち久留米市、大牟田市、浮羽郡、 三井郡、三浦郡、八女郡、山門郡及び三池 郡 熊本県、鹿兒島県 | 東京都 |

に鑑み、その施策の一層の効果を挙げた。そのためには、総合連絡機関としての青少年問題協議会の強化が痛感されるに至つた次第である。特に、地方青少年問題協議会に関しては、その法制化並びに国からの財政援助方について、全国的に強い要望があり、他方、昭和二十七年七月の衆議院行政監察特別委員会の報告のうちに協議会の強化が必要と望されておる点に鑑みて、政府としては、この際、地方協議会に対して明確な法的根拠を与えるとするものである。以上が本法案の提案理由であります。

の結果、明らかになつた数点を御報告いたします。その第一点は、都道府県及び市町村の協議会の設置は各地方の任意とし、強制設置の建前ではないのであります。その第二点は、本年度においては、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県に対して、その運営に要する経費の補助として年間二千万円を国庫より支出する予定であるとのことであります。その第三点は、青少年問題協議会が成立するに至つた経過を辿つてみると、青少年の犯罪、不良化防止についたのでありますか、青少年問題は、法務、文部、厚生、労働、農林等、各省の事務に関係がある問題でありますので、この法律案によつて、青少年問題協議会は、これら多岐に亘る各省の事務の連絡協調を図り、かくすることによつて青少年の犯罪の防止の目的を達成しようといふ政府の意図であるとのことであります。

の際、この点を強調して、原案に賛成する旨の発言がありました。

以上の経過を辿りまして、最後に本法案につき採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決

せられました。

おける審議の経過並びに結果を御報告いたします。

説明するところを御報告いたします。
本法案は、人口問題に関する重要な事項を調査審議させるため、厚生省の附属機関として人口問題審議会を新たに

本の当面している最大の問題の一つが、人口問題であることは国民ひとり設置しようとするものである。自立日

しく認めるところであつて、この問題は近年国会においてもしばく議論されて来たところであるが、これに対する

る総合的な人口政策は今日までのところ未だ樹立されていない状況である。併しながら、我が国は狭い国土において

て年々百三十万人の人口の自然増加があつて、このことから生ずる諸問題について確固とした人口政策を持つこと

は、国民经济の目標を決定するためにも、又これを順調に進行させるためにも、絶対に必要なことである。従つて二笑、八月間道に開拓する計画

この際、人口問題に関係ある各界の学識経験者を集めて、人口問題の基本的方策を樹立するため、人口問題審議会を新たに設置せんとする次第であら

る。以上が本法律案の提案理由であります。なお、本法律案は公布の日から施行することになつております。

内閣委員会は予備審査と合せ委員会を二回開きました。本法律案の審査に当つたのであります。が、その結果明らか

かになつた諸点を御報告いたします。

昭和二十八年七月十五日

參議院會議錄第二十二號
青少年問題協議會設置法案外二件

し第一線の職員が直接処理しなければならない事務が比較的多く、職員の資質能力が執務上に及ぼす影響が特に大きい。従つて、限られた定員で激増する事務を円滑に処理し、対外信用の高揚を図るために、税關研修所を創設し、組織的な指導訓練を行うこととするとするのが改正の第三点である。なお、本法律案においては、以上のほか、主計局及び税關の事務について所要の規定の整備を図ることとしておる。

以上が本法律案の提案の理由であります。なお本法律案は本年八月一日より施行することとなつております。

内閣委員会は予備審査と合せて委員会を三回開きまして本法律案の審議に当つたのであります。その結果明らかとなつた諸点を御報告いたします。

その第一点は、二つの税關増設のために税關職員の定員の増加は全くなく、新設の東京税關には定員五百人を、又長崎税關には定員三百三十人を配置する予定であるが、これらの職員は税關職員全体の配置換えによつて充足する方針であり、又、この二つの税關増設のために昭和二十八年度予算面には増額の必要はないとのことであります。

なお、行政機関簡素化の政府の方針に従い、新設の二つの税關に置かれる部は、他の税關より一部を減じ、二部を置くことにいたしておりますのであります。その第二点は、昭和二十七年において新設の東京税關及び長崎税關の管内に入港した外國貿易船の数は、東京では二百九十五隻、羽田空港に入つた航空機は千七百六十三機、長崎では一千二百六十一隻、同年度における輸出入の取扱件数は、東京では十一万九千八百三件、長崎では一万二千六百六十件、又、同年度における税關の税収入は、東京では八十七億九千八百万円、長崎では一億二千九百万円であります。

生」なかつたものとみなす。

(時効による消滅)

第二十一条 担当権は、債務者及び

担保設定者に対しても、その担

保する債権と同時でなければ、時

効によつて消滅しない。

第二十二条 債務者又は担保設定

者以外の者が担当航空機について

取得時効に必要な条件を具備した

占有をしたときは、担当権は、これ

によつて消滅する。

(質権設定の禁止)

第二十三条 航空機は、質権の目的

とすることができない。

(命令への委任)

第二十四条 航空機登録簿の記載

その他登録に関する事項は、政令

で定める。

(附則)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める。

2 登録税法(明治二十九年法律第

二十七号)の一部を次のように改

正する。

第四条第一項中「航空機ノ登録」を「航空機ニ関スル登録」

に、同項第一号中「新規登録」を

「新規登録又ハ移転登録」に改め、

同号の次に次の二号を加える。

一ノ二 抵当権ノ取得 債権金

額 千分ノ三

第五条第一項第一号の次に

次の三号を加える。

二ノ二 抹消シタル登録ノ回復 航空機毎一箇 金五十円

二ノ三 仮登録 航空機每一箇 金五十円

二ノ四 附記登録 航空機每一箇 金五十円

第四条ノ三第一項第三号中「抹消」を「更正又ハ抹消」に改める。

3 国税徴収法(明治三十年法律第

二十一号)の一部を次のように改

正する。

第二十三条 航空機は、質権の目的

とすることができない。

(命官への委任)

第二十四条 航空機登録簿の記載

その他登録に関する事項は、政令

で定める。

第二十五条 第四条の二の二の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第二十六条 第四条の二の二の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第二十七条 第四条の二の二の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第二十八条 第二十九条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第二十九条 第二十九条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第三十条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第三十一条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第三十二条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第三十三条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第三十四条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第三十五条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第三十六条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第三十七条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第三十八条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第三十九条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第四十条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第四十一条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第四十二条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第四十三条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第四十四条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第四十五条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第四十六条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第四十七条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第四十八条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第四十九条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第五十条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第五十一条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第五十二条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第五十三条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第五十四条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第五十五条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第五十六条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第五十七条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第五十八条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第五十九条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第六十条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第六十一条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第六十二条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第六十三条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第六十四条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第六十五条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第六十六条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第六十七条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第六十八条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第六十九条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第七十条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第七十一条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第七十二条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第七十三条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第七十四条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第七十五条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第七十六条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第七十七条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

第七十八条 第三十一条第一号の次に

次の一号を加える。

二ノ二 航空機抵当に関する事項は、政令

で定める。

請は、この法律の施行後は、改正後の航空法第八条第一項の規定によりしたまつ消登録の申請とみなす。

○運輸大臣は、改正前の航空法の規定により登録をした飛行機又は回転翼航空機について、この法律の施行後遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならない。

○前項の規定による打刻については、改正後の航空法第八条の第三項及び第三項、第一百五十五条第一号及び第一号の二並びに第一百五十条第一項の規定を準用する。

〔都祐一君登壇、拍手〕

○都祐一君 只今上程されました航空機抵当法案の委員会における審議の経過とその結果について御報告いたします。

先ず航空機抵当法案の内容について簡単に御説明いたします。我が国の民間航空は独立回復と共に漸く自主性を取戻しましたが、戦後七年の空白時代のため、世界の航空界に比べて非常に輸入に仰いでおりましたが、いずれも極めて高価であるため、購入資金は莫大な額に達するのであります。従いまして、民間航空の健全な発達のためには、金融の円滑に参ることが特に必要であります。航空会社の最も重要な資産たる航空機は動産でありますので、現行法上は金融の担保方法として適切とは申されないのであります。本法案は、この不備を除くため、航空機を抵当権の目的とする特別な物権を創設するものであります。その内容

は、撤除、増減、競売等を除いては、民法の不動産抵当と殆んど同様であり、特に自動車抵当制度と類似しております。

○議長(河井彌八君) 御異議ないとの認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事官本邦彦君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

在貸し付けようとする農業協同組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該補助に要する場合における当該補助に要する経費

前項第五号から第八号までの契約には、左の各号の事項を含まなければならない。

一 当該契約の当事者である農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関(以下「融資機関」という。)は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権行使の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とし、費用を控除した残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充當し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

2 の營農資金の総額は、二十億円を限度とする。

前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘〇の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の十五に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。

(政府への納付金)

第五条 第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(補助金の打切又は返還)

第六条 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三条第一項各号の契約を結んだ融資機関が同条第一項各号の契約事項に違反したときは、

当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せねばならず、又は既に交付しよ補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがである。

(農林漁業金融公庫の行う業務の特例)

第七条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条に掲げる業務の外、政令の定めるところにより、被害農家、農業協同組合又は農業協同組合連合会に對し、凍害等を受けた茶、茶その他の作物の購入に必要な資金、昭和二十八年夏秋茶を増産するため昭和二十九年に於て施用する肥料の購入に必要な資金、昭和二十八年産夏秋茶を増産するため要する在庫の購入に必要な資金及び凍害等を受けた茶葉の代作用種子の購入に必要な資金の貸付をすることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月四日

衆議院議長 堤 康次郎

參議院議長 長河井彌八殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

Digitized by srujanika@gmail.com

割五分とあるのを二割に修正して、当院に送付せられたのであります。

委員会におきましては、かような措置については、凍霜害対策の一環としてすでに検討され、要望せられていたところでありますから、本法の速かる成立を期し、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右後報告いたします。
次に、農林漁業金融公庫法の一部を
改正する法律案について報告いたしました。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) 参事に報告いたさせます。

〔参考朗読〕

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 金融機関と相手方とする保険（第三条第一項）」を「第二章 保証保険（第三条第一節 指定法人と相手方とする保険（第九条第一項）」に改める。

第一条 第九条

る保険」を「第二章 融資保険」に改める。

第三条第一項中「貸付を行つたこと」と「貸付(相引銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)第二条第一項第一号の契約に基く給付及び同法附則第二項の規定によりなおその効力有する改正前の無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第一条の無尽による給付(以下「給付」と総称する。)を含む。(以下同じ。)を行つたこと」に、「貸付金」を「貸付金の額給付の場合、給付金の額から当該給付に係る契約に基いて既に受け入れた掛金の額を控除した残額。(以下同じ。)」に改め、同条第二項中「弁済期」の下に「給付の場合は、当該給付に係る契約の期間の満了の時(以下同じ。)を、「回収未済」の下に「給付の場合は、掛金の受入未済」を加え「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同条第三項中「保険関係が成立する貸付金」を「保険関係における保険債務」に改める。

の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第六条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を政府に納付しなければならない。

第九条中「貸付金の回収」を「貸付について、貸付金の回収（給付の場合は、掛金の受入）」に改める。

〔第三章 指定法人を相手方とする保険〕を「第三章 保証保険 第一節 指定法人を相手方とするもの」に改める。

○議長(河井彌八君) 一の際、日程に追加して、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。通商産業委員長中川以良君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十四日
衆議院議長 涼 堤 康次郎
参議院議長河井彌久駿
(小字及び
は柔軟修正)

に因するものとおもておもね
委員会におきましては、これらの措
を適当と認め、全会一致を以て原案
り可決すべきものと決定いたしまし

第九条の五の次に次の二節を加える。

三

第二節 金融機関を相手方

とするもの

第九条の六 政府は、会計年度の半期二ヶ月、金銭機關の由三月二十日

期ごとに金融機関を相手方として、当該金融機関が中小企業金融

公庫若しくは日本開発銀行の委託を受け、又は国民金融公庫を代理

して中小企業者に対する貸付を行つたときは、当該金融機関が中小

企業者の当該借入による債務を保証することとなつてゐる場合にお

いて、当該金融機関がその貸付を行つて三ヶ月以内に支拂つた場合は

行つたことを政府に通知することにより、借入金の額のうち保証を

したこととなる額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につ

き、政府と当該金融機関との間に
保険関係が成立する旨を定める契

約を締結することができる。

入金の額のうち保証をしたこととなる預り保険料と、ゆく全額

中小企業者に代つてする借入金の弁済を保証する。

降事故として、保険金額に百分の六十を乗じて得た金額を保険金額と

3 政府は、第一項の保険関係にお
する。

ける保険金額の総額の金融機関を通ずる会計額が、会計年度ごとに

会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、同額の契約を締

結することがであります。

(准用)
第九条の七 第四条第二項、第五

規定は、金融機関を相手方とする

保証保険に準用する。

は、金融機関に適用する。この場

合において、第九条中第六款にあるのは、「第九条の七第一項において準用する第九条の四」と読み替えるものとする。

第十一条第一項中「若しくは第九条の二第一項」を、第九条の二第一項若しくは第九条の六第一項に改める。

第十一條第一項中「又は第九条の二第一項」を、「第九条の二第一項又は第九条の六第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を前項に、「金融機関又は指定法人」を商工組合中央金庫に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条第二項中「又は第九条の二第一項」を、「第九条の二第一項又は第九条の六第一項」に改める。

附 則

（公布の日）昭和二十八年八月一日から施行する。

この法律の施行前に成立してゐる保険關係については、なお従前の例による。但し、第七条第一項及び第八条（これらの各規定を第九条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3 中小企業信用保険特別会計法（昭和二十五年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第九条の五第九条を第九条の五第二項及び第九条の七第二項」に改め、「代位による」を削る。

第十二条中「基金に相当する金額を限度として、」を削る。

〔中川以良君登壇、拍手〕

○中川以良君
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会における審議の経過と結果について御報告申上げます。

中小企業信用保険法は、御承知の通り中小企業者に対する金融機関の貸付制度について、政府が信用保険を行つ制度であります。昭和二十五年十二月に制定、昭和二十六年十一月の改正で、信用保証協会が行う債務保証をも保険の対象に追加したものであります。中小企業者の信用を補強し、その金融円滑化を目的として来た制度でございます。そこでこの発足から本年三月末までのその利用率は、金融機関を相手方とする付保額は約一万二千件、百四十八億円であります。信用保証協会を相手方とする付保額は約一萬四千件、四十四億円に達しております。とにかく利用率は上昇しておられます。何分にも現在のよる金融情勢下での中小企業金融の促進は依然として容易でありませんので、本制度も現状に即してできるだけの改善を加え、その活用を大幅にする必を生じてゐるのであります。

引上げております。第五に、保険金の支払請求権を行使できる時期は、現在規定では事故発生後六ヶ月を経過したときからとなつておりますが、それを三箇月経過したときに繰上げております。第六に、保険金支払に伴う代位の規定を回収金の納付の規定に改めて、手続の簡素化を図っております。第七に、信用保証協会の相手方とする保険について、保険金の填補率を現在の五〇%から六〇%に引き上げております。最後に第八といたしまして、金融機関が、中小企業金融公庫、日本開発銀行又は国民金融公庫の代理貸を行ふ際に伴う債務の保証につき、新たに保険に関する制度を設けております。

以上が改正の要点であります。本委員会では特に信用保証協会法案に關しましても説明を聽取し、慎重審議の主たるものは次の通りでござります。即ち、「特に今回の西日本の水害対策に関する金融措置の一」として、金融機関に対する保険金の填補率を、改正法案の八〇%から臨時に更に引き上げて九〇%にする措置は「できなかつ」との間に對しまして、政府当局よりは、「今回の水害対策としては、本改正法を公布の日から施行することに繰上げて、填補率はこのままで行くことにいたしております。なお、この填補率引上げは通常の問題としても、金融機関の自主性などを考慮いたしまして、この程度になると、この算定があつた」との答弁がありました。

次に、保険料率の三〇%は「もう少し引下げができないか」との質問に対しましては、「事故率に関する統計の整備を待つて、今暫らく静観をしたい。なお今回の水害対策として、罹災事業者に対しては特に保険料率の負担を一%にす

る」との答弁がございました。又「保険に付し得る貸付金の期限は現在六箇月以上となつておりますのを三箇月以上ぐらいため短縮できないか」との問に対しましては、技術的に研究を進めたいとの答弁がありました。その他詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存します。

質疑を終り、討論に入りましたところ、豊田委員より、「本改正は制度の抜充強化をもたらすものとして賛成ではあるが、希望条件の第一として、保険の対象となる貸付金の期限につき、特に信用保証協会との関係よりもしていま少し短期に引下げられたい。第二として、保険金の填補率につき災害の場合は特に九五%に引上げるよう研究し実行に移されたい。第三として、業界の要望を考慮して保険料率の引下げに努力ありたい」との条件で賛成意見が述べられました。次いで小林委員より、今回の水害対策として速かに且つ有効適切に実施をせられないとの賛成意見が述べられました。

かくて採決に入りましたところ、全会一致を以て本改正案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告を申上げます。(拍手)

○國長(河井彌八君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたしります。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十五分散会

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

